

項 目	現 行	改 正 案
第2章 特掲診療料 第8部 精神科専門療法 第1節 精神科専門療法料 I002 通院・在宅精神療法（1回につき） 【項目の見直し】 【新規】	2 1以外の場合 イ 病院の場合 (1) 30分以上の場合 360点 (2) 30分未満の場合 330点 ロ 診療所の場合 (1) 30分以上の場合 360点 (2) 30分未満の場合 350点 (新規)	2 1以外の場合 イ 30分以上の場合 400点 ロ 30分未満の場合 330点 I003-2 認知療法・認知行動療法（1日につき） 420点 注1 精神科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関においても算定できるものとする。 2 入院中の患者以外の患者について、認知療法・認知行動療法に習熟した医師が、一連の

I 0 0 4 心身医学療法（1回につき）

【点数の見直し】

I 0 0 8 - 2 精神科ショート・ケア（1日につき）

【注の追加】

I 0 0 9 精神科デイ・ケア（1日につき）

1 入院中の患者

70点 → 150点

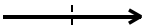
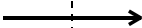
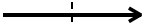
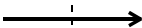

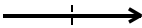
(追加)

治療に関する計画を作成し、患者に説明を行った上で、認知療法・認知行動療法を行った場合に、一連の治療について16回に限り算定する。

3 診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。

4 認知療法・認知行動療法と同一日に行う他の精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

注3 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあつては、早期加算として、所定点数に20点を加算する。

【点数の見直し】	1 小規模なもの 2 大規模なもの	550点 660点		590点 700点
【注の削除】	注3 当該保険医療機関において、精神科デイ・ケアの場合に食事を提供したときは、所定点数に48点を加算する。		(削除)	
【注の追加】	(追加)		注3 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、所定点数に50点を加算する。	
I 0 1 0 精神科ナイト・ケア（1日につき）				
【点数の見直し】		500点		540点
【注の削除】	注3 当該保険医療機関において、精神科ナイト・ケアの場合に食事を提供したときは、所定点数に48点を加算する。		(削除)	
【注の追加】	(追加)		注3 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあっては、早期加算として、所定点数に50点を加算する。	

る。

I 0 1 0 - 2 精神科デイ・ナイト・ケア（1日につき）

【点数の見直し】

1,000点 → 1,040点

【注の削除】

注3 当該保険医療機関において、精神科デイ・ナイト・ケアの場合に3食を提供したときは130点を、2食を提供したときは96点を加算する。

【注の追加】

(追加) → 注3 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあつては、早期加算として、所定点数に50点を加算する。

I 0 1 2 精神科訪問看護・指導料

【注の見直し】

注6 精神科訪問看護・指導料を算定した場合は、区分番号C 0 0 5に掲げる在宅患者訪問看護・指導料又はC 0 0 5 - 1 - 2に掲げる居住系施設入居者等訪問看護・指導料は算定しない。

<p>I 0 1 5 重度認知症患者デイ・ケア料（1日につき）</p> <p>【点数の見直し】</p> <p>【注の追加】</p> <p>【注の削除】</p>	<p>1,000点</p> <p>（追加）</p> <p>注3 当該保険医療機関において、重度認知症患者デイ・ケア料を算定すべき重度認知症患者デイ・ケアを行った場合に食事を提供したときは、所定点数に48点を加算する。</p>	<p>1,040点</p> <p>注2 当該療法を最初に算定した日から起算して1年以内の期間に行われる場合にあつては、早期加算として、所定点数に50点を加算する。</p> <p>（削除）</p>
---	--	---